

徳島県告示第五百八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年十一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

美馬郡つるぎ町半田字松生三三六の二・三三七の二・三四二の二・三四三の二（以上四筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため